

○総務省令第二十六号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣 片山 善博

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項」を「商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第三項」に、「商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項第三号において同じ。）に相当する外国の市場（同項第二号及び第三号において「外国商品市場」という。）における類似の取引」を「これらに類似する外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項第二号中「商品取引所法第二条第八項」を「

商品先物取引法第二条第三項」に、「同項第一号ホ」を「同項第一号ホ及びト」に、「外国商品市場における類似の取引」を「これらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）」に改め、同項第三号中「取引所金融市場をいう。」

）、外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号）を「取引所金融商品市場をいう。」における取引、外国金融商品市場における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号）に改め、同条第四項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）

第四条第五項第二号を次のように改める。

二 商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号へに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似

する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第六号に掲げる取引に限る。）

第四条第十二項中「その他の債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り）」を加え、同条に次の九項を加える。

15 この省令において「会計方針」とは、財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

16 この省令において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

17 この省令において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

18 この省令において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

19 この省令において「表示方法の変更」とは、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

20 この省令において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となった情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

21 この省令において「誤謬<sup>びゅう</sup>」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

22 この省令において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

23 この省令において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表における誤謬<sup>びゅう</sup>の訂正を財務諸表に反映することをいう。

第五条の見出しを「(重要な会計方針の注記)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第六条を次のように改める。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に關する注記)

第六条 会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（次条において「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2 前項の規定にかかわらず、当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

四 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

- 五 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由
- 六 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
  - 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
  - 四 当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）
  - 五 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
- 4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

第六条の次に次の六条を加える。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第六条の二 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
- 三 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
  - 一 当該会計方針の変更の内容
  - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - 三 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
  - 四 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
  - 五 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由

六 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第六条の三 既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称及びその概要

二 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）

三 当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

(表示方法の変更に関する注記)

第六条の四 表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。



一 表示方法の変更の内容

二 表示方法の変更を行った理由

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第六条の五 会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし

、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 財務諸表に対する影響額

三 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり

、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額

ロ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり

、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第六条の六 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更を行った正当な理由

三 財務諸表に対する影響額

四 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ

、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額

ロ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ

、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨

(修正再表示に関する注記)

第六条の七 修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬<sup>びゅう</sup>の内容

二 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

第九条の二第二項中「困難」を「極めて困難」に改め、同条第三項中「及び次条第三項」を削る。

第十条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第十五条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「記載は、同条」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「記載すべき注記」の下に「（第五条から第六条の二までの規定による注記を除く。）」を加え、「第五条及び第六条の規定による記載」を「第六条及び第六条の二の規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第五条の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第六条及び第六条の二の規定による注記は、第五条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第二十六条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 理事長の責任

第二十六条第一項第一号へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 監査を実施した会計監査人の責任

第二十六条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「監査の対象となった財務諸表等の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第一号口に掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務諸表等の作成責任は理事長にあること。

二 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。

第二十六条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第一項第一号ホに定める」を「第一項第一号へに掲げる」に改め、「正当な理由による」を削り、「説明又は強調する」を「強調し、又は説明する」に、「記載」を「区分して記載」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第一号ニに記載する事項」を「第一項第一号ホに掲げる意見」に改め、同項第二号中「重要な監査手続が実施できなかった事実」を「実施できなかった重要な監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第一号ハに定める」を「第一項第一号ニに掲げる」に改め、同項

第二号中「重要な監査手続が実施できなかった事実」を「実施できなかった重要な監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

三 監査の基準は監査を実施した会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

五 監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した会計監査人の判断によること。

七 財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

第三十二条第一項第二号を次のように改める。

二 理事長の責任

第三十二条第一項中第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 内部統制監査を実施した会計監査人の責任

第三十二条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号に掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は理事長にあること。

二 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があること。

第三十二条第六項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号の」に改め、「合理的な」を削り、「同号に定める」を「同号の」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第四号に定める」を「第一項第五号に掲げる」に、「説明又は強調」を「強調すること又はその他説明」に、「記載」を「区分して記載」に改め、同項第一号中「重要な欠陥がある旨」を「開示すべき重要な不備の内容」に、「において、当該記載が適正であると判断して無限定適正意見を表明するときは、当該重要な欠陥」を「は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備」に改め、同項第二号中「重要な欠陥」を「開示すべき重要な不備」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第三号に定める」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同項第二号中「並びに除外」の下に「した不適切な」を、「影響」の下に「又は実施できなかった重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明す

ることにあること。

二 内部統制監査に当たって、会計監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

三 財務報告に係る内部統制の監査の基準は、会計監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること。

四 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと。

五 内部統制監査は、理事長が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討していること。

六 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、会計監査人の判断によること。

七 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

様式第二号及び様式第七号中「当事業年度末残高」を「当期首残高」に、「当事業年度変動額」を「当



変動額」に、「当事業年度末残高」を「当期末残高」に、「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第四条第十五項から第二十四項まで、第五条から第六条の七まで及び第十五条の規定並びに様式第二号及び様式第七号は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新省令第二十六条の規定は、平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る監査報告書及び中間監査報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 新省令第三十二条の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る内部統制監査報告書

について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

4 地方公共団体金融機構が、平成二十一年三月三十一日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券を満期保有目的の債券（この省令による改正前の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第四条第十二項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。

）へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての新省令第四条第十二項及び第十条の規定の適用については、なお従前の例による。